

大分県報

平成三十年
号外 (五三)
四月一日

(日曜日)

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結……………一
- 自動車税に係る徴収金の収納事務の委託……………一
- 大分県農業改良資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
- 大分県林業・木材産業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
- 大分県沿岸漁業改善資金の貸付に係る償還金の収納事務の委託……………二
- 平成三十年度大分県調理師試験の実施……………二

告示

- 大分県告示第二百六十八号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
平成三十年四月一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成三十年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用及び実費の額を合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 小川 芳 嗣
住所 大分市大字片島五十九番地の二
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

精算払とする。

大分県告示第二百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により、次のとおり自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託した。
平成三十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の名称及び所在地

名称	所在地	委託の内容
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ
国分グロウサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	直営店舗及び加盟店舗における収納事務
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号	"
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地	"
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九百番地	"
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	"
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号	"
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	"
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一	"
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地	"
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	"
二 委託期間		

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第二百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

平成三十年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の名称及び住所

名 称 住 所

大分県信用農業協同組合連合会

大分市舞鶴町一丁目四番一五号

二 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示二百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

平成三十年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の名称及び住所

名 称 住 所

大分県森林組合連合会

大分市大字古国府字内山一三三七番地の二〇

西高森林組合

豊後高田市大字鼎三二二番地

東国東郡森林組合

国東市国東町小原四四二二番地の一

別杵速見森林組合

杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六

おおいた森林組合

由布市庄内町大龍一七一一番地の一

白津関森林組合

白杵市板知屋一二五七番地の一

佐伯広域森林組合

佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二

大野郡森林組合

豊後大野市三重町菅生一二三番地

竹田市森林組合

竹田市大字飛田川二二四六番地の七

玖珠郡森林組合

玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の一

日田市森林組合

日田市大字庄手八五〇番地の五

日田郡森林組合

日田市天瀬町五馬市三〇〇番地

山国川流域森林組合

中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一

宇佐地区森林組合

大分県木材協同組合連合会

日田木材協同組合

大分県造林素材生産事業協同組合

宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地

大分市王子港町一番一七号

日田市南友田一〇〇番地の一

大分市弁天一丁目一番二三号

二 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分県告示第二百七十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

平成三十年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の名称及び住所

名 称 住 所

大分県漁業協同組合

大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○公 告

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

平成三十年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成三十年十月十三日(土曜日)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 大分大学 且野原キャンパス

大分市大字且野原七〇〇

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴

- (一) 中学校卒業以上の者
(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴

- 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者
(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。）
(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）
(三) そうざい製造業（煮物（佃煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又は和え物を製造する営業）
(四) 学校、病院、寮等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上調理している施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

- 1 受験申請書
 - 2 受験票・写真台帳
 - 3 受験手数料の領収証書
 - 4 受験送付用封筒
 - 5 卒業証明書
 - 6 調理業務従事証明書
 - 7 印鑑登録証明書（該当者のみ）
 - 8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの。
 - 9 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）
 - 10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）
 - 11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）
- 五 受験手続
- 受験に必要な書類を、平成三十年五月十四日（月曜日）から同年六月二十五日（月曜日）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当
住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 J A C C ビル五階
電話番号 (〇三) 三六六七―一八二五

六 受験手数料及び納入方法

- 1 受験手数料 六千二百円
- 2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

平成三十年十一月三十日（金曜日）午前十時
県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術センター J A C C ビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格証書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による合否の確認及び回答は行わない。

九 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当
住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 J A C C ビル五階
電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五（平日九時から十七時まで。）
F A X (〇三) 三六六七―一八六八
大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班
住所 大分市大手町三丁目一番一号
電話番号 (〇九七) 五〇六一二六六三
F A X (〇九七) 五〇六一七三三五